

職業能力開発審議会における第 11 次高知県職業能力開発計画（案）
に対する主な意見とその対応について

資料 1

項 目	意 見	対応（案）
【ニート、引きこもり】	1. 労働力人口が減少する中、若者の力が必要となってくる。ニートや引きこもりの若い方に対する支援について充実が必要。（大西委員）	○第3部「2 全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進」の「(3) 若者の職業能力開発」における「③ニート、高校中退者等の支援」に関する取組を確実に進めていく。（P18） （計画素案から記載内容の変更なし） [記載内容] 若者サポートステーションにおいて、ニートや引きこもり傾向にある若者の就労等を支援します。また、必要な方に対し、その情報が確実に伝わるよう関係機関との連携を強化します。（生涯学習課） 若者の円滑な就職を促進するため、高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）で就職相談やスキルアップに向けたセミナー、職場体験講習を実施します。（雇用労働政策課）
【介護】	2. 介護をしている方に対する支援が必要ではないか。（楠瀬委員）	○第3部「2 全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進」に「育児や介護と仕事の両立に対する支援」を追加。（P21） [追加内容] 従業員の育児と仕事の両立や介護と仕事の両立など、誰もが働きやすく、多様な人材が活躍することのできる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証します。また、育児や介護などの個人の状況に応じた柔軟な働き方が可能となるよう、テレワークなどの新しい働き方について、セミナーなどを通じて事例を紹介し、導入する企業の拡大につなげていきます。（雇用労働政策課）等

項 目	意 見	対応（案）
【DX】	3. 自動車業界は業績的には新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないものの、研修や会議のオンライン化については進んでいる。そういったことについても、検討が必要。（臼井委員）	○第3部「3 産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進」の「(1) オンラインや ICT を活用した職業訓練の実施」に記載の取組を推進。（P22） （計画素案から記載内容の変更なし） [記載内容] 新型コロナウイルス感染症の影響の下での「新たな日常」への対応の一環として、同時双方向型によるオンライン訓練を実施します。 （高等技術学校 高障求機構） 訓練内容の高度化や訓練実施の効率化を図るため、ICT を取り入れた訓練を実施します。（高等技術学校 高障求機構）等
【建設】	4. 建設業においても人材育成に関する様々な取組を行っている。引き続き、人材育成に取り組むことは重要なため、項目を追加すべき。（川上委員）	○第3部「5 商工業分野以外の本県産業を担う人材の育成」に「建設分野」を追加。（P28） [追加内容] 建設業での就業を希望する新卒者、離転職者、未就職卒業者等に対し、建設業で働くために必要な基礎知識・技能や資格取得、就職までを業界が一体となって支援する「高知けんせつ技能者育成コース」を実施します。（建設業振興基金 高知県拠点） 建設現場の生産性向上を図るため、ICT 活用工事の事例発表会や現地見学会を開催し、県内全域にデジタル化の取組を普及拡大していきます。（技術管理課）等

項 目	意 見	対応（案）
【外国人】	5. 外国人労働者に対する訓練として、それぞれの業種における専門用語を学ぶ訓練を行うことが必要ではないか。（森山委員）	○専門用語を理解している方（経験者）による通訳や、専門用語集を活用しながら訓練を実施していく。（P22）（計画（案）から記載内容の変更なし） 〔記載内容〕 高等技術学校において、外国人労働者に対する資格取得やスキルアップのための在職者訓練を実施します。実施にあたっては日本語能力等に配慮し、通訳などの人的配置を整えて取り組みます。（高等技術学校）
【ICT】	6. 建築の訓練は中村高等技術学校しかない。高知市周辺や県東部の人が受講したくても、通うのは無理がある。リモート形式で訓練を実施することは考えられないか。（青木委員）	○第3部「3 産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進」の「（1）オンラインやICTを活用した職業訓練の実施」に基本的施策を追加。（P23） 〔追加内容〕 オンライン訓練及びICT訓練の実施状況や訓練効果等を把握・分析した上で、新たな技術進歩も踏まえ、時代のニーズに沿った訓練手法の検討・開発を進めます。（高等技術学校 高障求機構）
【建設】	7. 建設業で働く女性は少ないため、女性が活躍できる環境整備が必要。また、誰もが気持ちよく働ける職場を増やすことで、働き続けられる環境を確保することも大事。（筒井委員）	○第3部「5 商工業分野以外の本県産業を担う人材の育成」の「建設分野」に記載の基本的施策を修正。（P29） 〔修正前〕 働き方改革への対応に向けて、働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げるため、働き方改革支援研修を実施します。（土木政策課） 〔修正後〕 働き方改革への対応に向けて、雇用環境の改善や働き方に対する意識の変化を促すため、就業環境における配慮事項やハラスメント防止も含めた研修を実施します。（土木政策課）